

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

《中心市街地における土地利用の更新を先導するモデル事業の導入》

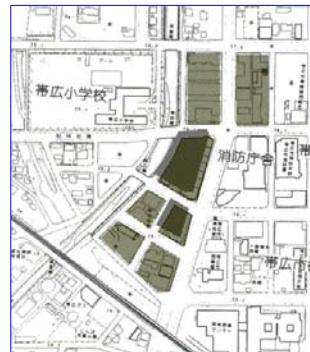
中心市街地の区域の西端エリア約 5ha には、1970 年に卸売業等店舗集団化事業を導入して整備した流通系の団地がある。

しかし、事業の導入から 36 年が経過した今日、物流環境の変化による団地機能・役割分担の変化、既存施設の老朽化や狭隘化、鉄道高架や街路整備などによる交通環境の変化などの諸問題が顕在化してきた。

平成 15 年度に実施した関係企業へのアンケート調査においても、現状に問題なしと回答しているのは 3 分の 1 にとどまっており、このまま放置することになればエリア全体の荒廃は避けられず、隣接する市役所や基幹総合病院などが立地する公共公益ゾーンと連携した土地利用が望まれる。

こうしたことから、当該エリアの機能更新を図るために長期計画を策定するとともに、第一期事業として、敷地面積約 6,800 m²の市街地再開発事業を実施し、街なか居住を柱として、事業系、商業系を加えた複合施設を整備することにより、中心市街地における土地利用の更新を先導するモデルとなる。

フォローアップについては、毎年度末に事業への取組みの進捗調査等を行い、状況に応じて改善を行うものとする。



[2] 具体的事業の内容

- (1) 法に定める特別の措置に関する事業
※該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：開広団地再整備事業（第一期事業） 内容：分譲マンション供給、高齢者に対応した生活・福祉サービス等の整備 実施時期： 平成21年度基本設計、平成22年度実施設計、平成23年度本工事	(仮称) 開広団地 市街地再開発組合	老朽化した卸売団地を市街地再開発事業により整備する。 市役所や基幹総合病院などの公共公益施設に隣接していることから分譲マンションの供給と併せた物販の機能、高齢者に対応した生活・福祉サービスの提供、多世代が交流できる環境の形成等を図るものである。 分譲マンション等の住宅供給 100戸を計画しており、住実ゾーンの形成を進める事業として必要である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 実施時期： 平成21～23年度	特になし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

※該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

※該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

※該当なし

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

《中心市街地全体の回遊性を高めるための事業を展開》

本市の中心市街地には、公共施設として、市民文化ホール（大ホール、小ホール、音楽練習室ほか）、とかちプラザ（小ホール、ギャラリー、会議室ほか）、平成18年3月に移転、新築した図書館、平成18年10月に地元唯一の藤丸百貨店の8階フロアを活用し整備した市民活動交流センター（市民交流ホール、子育て活動室、高齢者活動室ほか）が立地し、市民に生涯学習の機会を提供するとともに多様な団体活動を支えている。

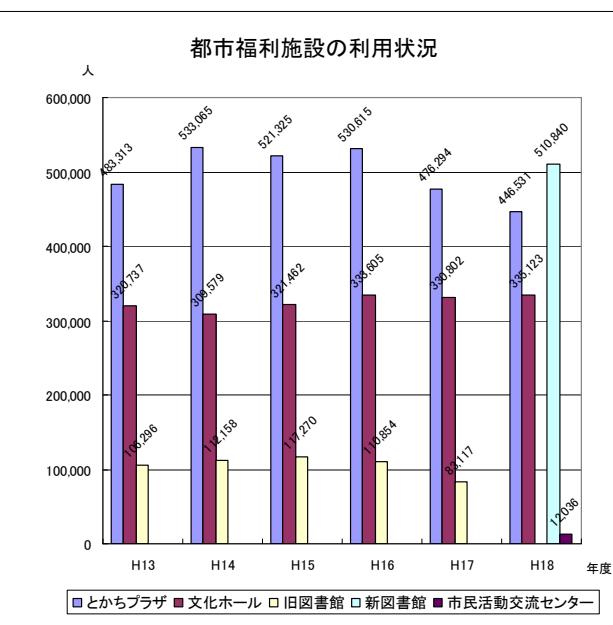
また、民間施設として、藤丸百貨店の催し会場（旧カルチャーホール）、NCアートギャラリーなどを利用し、市民や文化団体等の作品展示会等が活発に行われている。

とりわけ、芸術・文化団体の活動の場として、藤丸百貨店の催し会場（旧カルチャーホール）は、20余年にわたり北海道展、チャーチル絵画展など多くの展覧会が開催されてきている。

帯広市第五期総合計画においても、市民の芸術や文化への関心が高まり、自主的な文化活動が活発に行われてきていることから、芸術文化を振興するため、市民の自主的、創造的な文化活動を支援するとともに、施設整備をすすめることとしている。

平成18年、藤丸百貨店のカルチャーホールの使用方法の見直し（催し会場の機能変更）、中心市街地の民間施設（NCアートギャラリー、道新ビル等）や公共・公益施設（郵便局、ほくでん）の展示スペースが見直しあるいは廃止されるなど、市民や文化団体等の作品を展示する場所が限られてきていることなどから、新たなギャラリーの設置が急務となっている。

芸術・文化の活動拠点として、既存の公共施設との連携による相乗効果とともに、中心市街地に点在する民間施設との連携によるネットワークを構築し、中心市街地への来街者を増やし、新たな人の流れを生み出す柱として、駅北と駅南を繋ぐ「観動ゾーン」を形成する芸術・文化の核となる事業として、本基本計画に位置付けるものである。



（資料：帯広市）

また、中心市街地には、短いながらも百余年の歴史や文化が息づいており、民間のギャラリーや画廊とともに、帯広ゆかりの歌人 中城ふみ子が日常の生活を通じて短歌に詠んだ場所などが、隠れた魅力として改めて見直されており、これらを包み込むようなマチ全体のネットワークの核となる芸術・文化の活動拠点となる施設整備とする。

フォローアップについては、毎年度末に事業への取組みの進捗調査等を行い、状況に応じて改善を行うものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

※該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	他の事項
事業名：市民ギャラリー整備事業 内容：市民の芸術・文化活動の発表の場に作品保管機能を併設。 実 施 時 期：平成 20 年度	帯広市	JR帯広駅地下未利用空間(約 1,600 m ²)に、一般利用が可能な市民ギャラリーを整備し、展示スペースの他、収蔵庫を併設し、郷土の画家等の作品を収蔵するものである。 市民ギャラリーは、JR帯広駅を中心 に設置されている、市民文化ホール、とかちプラザ、図書館との相乗効果による賑わいづくりとともに、中心市街地に点在する芸術・文化関連施設での展示・イベントの紹介などによって連携・ネットワークの構築を図り、新たな人の流れを生み出す「連携軸」を柱として、回遊性の向上に寄与するものである。 また、中心市街地に点在する施設との連携を図ることで、各活動拠点の利用促進を進めるものであり、「観動ゾーン」の形成に寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置：暮らし・にぎわい再生事業 実施時期：平成 20 年度	特になし

事業名： 開広団地 再整備事業（第一期事業） 内容： 分譲マンション供給、高齢者に対応した生活・福祉サービス等の整備 実施時期： 平成21年度基本設計、平成22年度実施設計、平成23年度本工事	(仮称) 開広団地 市街地再開発組合	老朽化した卸売団地を市街地再開発事業により整備する。 市役所や基幹総合病院などの公共公益施設に隣接していることから分譲マンションの供給と併せた物販の機能、高齢者に対応した生活・福祉サービスの提供、多世代が交流できる環境の形成等を図るものである。 分譲マンション等の住宅供給 100戸を計画しており、住実ゾーンの形成を進める事業として必要である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 実施時期： 平成21～23年度	特になし
--	--------------------------	--	---	------

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

※該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

※該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

※該当なし

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一緒にとして行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

昭和 35 年当時の中心市街地には、約 1 万 3 千人の市民が居住していた。その後、クルマ社会の進展や都市の発展にともなう郊外部の宅地化などから、平成 12 年には 1,800 人まで減少した。居住人口の減少とともに中心市街地の賑わいは確実に失われていった。このことから、街なか居住者の増加対策は、中心市街地活性化に向けた最も重要な取り組みであり、あらゆる居住ニーズに対応した住居を供給することで、着実に賑わいを取り戻すことが可能となる。

本市の冬は厳しく、最低気温はマイナス 20 度となり極寒の日が続く。また、積雪も平年で 50cm と、屋外での活動が制約される。

その点、中心市街地の主要な路線では、歩道部にロードヒーティングが敷設されており、冬期間も安全で快適な歩道が確保されている。また、本市で唯一の全蓋式アーケードが設置されている広小路商店街では、大雪などの天候の心配もなく、快適な公共空間が提供されている。

このように、街なか居住は、中心市街地に整備された高水準の都市機能を有効に活用することはもちろん、行政コストの効率化を図り、持続的な都市経営にも繋がることから、コンパクトな都市づくり推進によるコミュニティ再生という目標に欠かすことが出来ない。

また、地域コミュニティの再生において、町内会の活動は重要であり、居住者数の増と併せて、地域の交流を促すイベントなどへの参加を通して、地域の町内会活動への理解を深め、町内会への加入を促進していく取組は、町内会組織を強化するとともに、コミュニティの再生に繋げる上でも重要な役割を担っている。

《中心市街地における土地利用の状況「都市計画基礎調査」》

本市が平成13年度に実施した「都市計画基礎調査」によると、中心市街地における建物の耐用年限超過割合は平均で53.07%となっており、70%を超えているゾーンは、121ゾーンのうち22ゾーンとなっている。

従って、将来にわたり持続的な中心市街地の発展を図るために、画地単位の小規模な土地利用の更新と併せて街区単位の大規模な土地利用の更新を進めることが重要な課題である。

ゾーン数	建物棟数	耐用年数 超過建物数	耐用年数 超過率(%)	木造 建物数	木造率 (%)	1970年以前 の木造建物
121	1,628	864	53.07	1,054	64.74	723

■算定式

$$\text{耐用年限超過割合(%)} = \frac{\text{耐用年限超過棟数}}{\text{棟数}} \times 100$$

■構造別耐用年限

構造	耐用年限	西暦
木造	26年	1977年
簡易耐火	50年	1953年
耐火	65年	1938年

※ 構造別の耐用年限は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令を参考に、

構造別で最も耐用年数が長いものを採用。

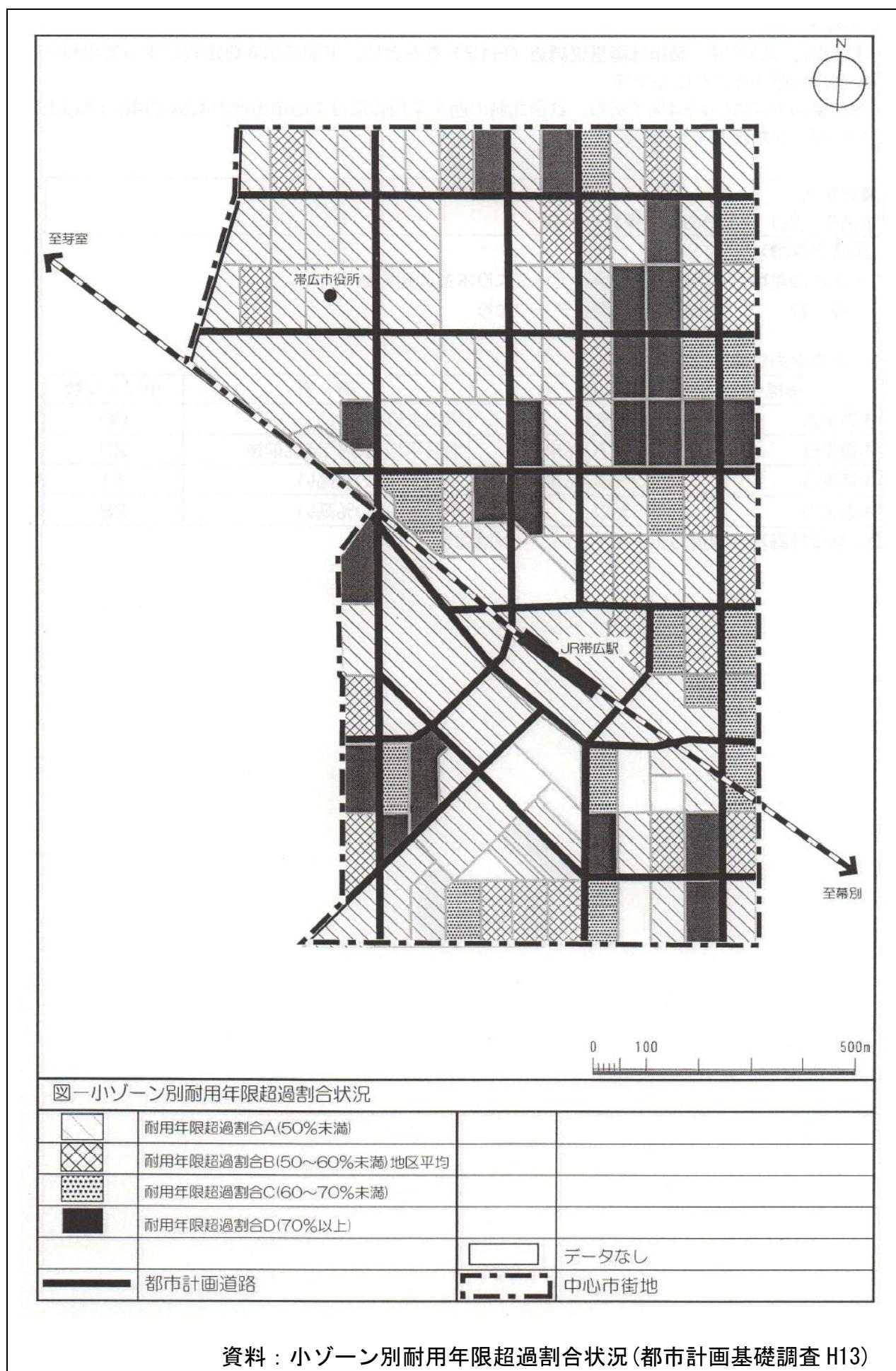
特に、街区単位の土地利用を更新するためには、関係地権者が一丸となって事業に取り組む機運の醸成が重要であり、それを支援する行政の役割も不可欠である。

このような街区単位の更新は一朝一夕に中心市街地全体に波及することは難しく、熟度が高まった地域から事業化を目指すことが効果的である。

本計画においては、市街地再開発事業の導入などにより、土地利用の転換をすすめ“街なか居住”を促進する事業のほか、多様な居住ニーズの把握と事業者が進める事業化の取組への橋渡しが重要であることから、街なか居住を推進する市民参加型の「場づくり」のため、街なか居住プラットホーム設置事業を、空き地空き店舗の活用、街なかへの居住や住み替えの推進に寄与する事業として、本基本計画に位置付けている。

「住実ゾーン」の形成に寄与する事業として、街なか居住を推進する「住宅の供給のための事業」を本基本計画に位置付けるものである。

フォローアップについては、毎年度末に事業への取組みの進捗調査等を行い、状況に応じて改善を行うものとする。



[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

※該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：開広団地再整備事業（第一期事業） 内容：分譲マンション供給、高齢者に対応した生活・福祉サービス等の整備 実施時期： 平成21年度基本設計、平成22年度実施設計、平成23年度本工事	(仮称) 開広団地 市街地再開発組合	老朽化した卸売団地を市街地再開発事業により整備する。 市役所や基幹総合病院などの公共公益施設に隣接していることから分譲マンションの供給と併せた物販の機能、高齢者に対応した生活・福祉サービスの提供、多世代が交流できる環境の形成等を図るものである。 分譲マンション等の住宅供給100戸を計画しており、住実ゾーンの形成を進める事業として必要である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 実施時期： 平成21～23年度	特になし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：西3・14地区優良建築物等整備事業 内容：高齢者用ハイグレード住宅とフィットネスなどの付加機能整備 実施時期：平成23年度	(株)N C おひひろ	高齢者の「街なか居住」というライフスタイルを大きく変える、新しいタイプの住宅を供給することにより、新たな居住ニーズの掘り起こしを図ることで、居住人口の増加を目指すものである。 50戸の住宅を計画する街なか居住を図る事業であり、街なか居住の推進によるコミュニティ再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	支援措置：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成23年度	特になし
事業名：西1・5東地区優良建築物等整備事業 内容：賃貸集合住宅（ファミリー・単身者向け）、コミュニティースペース、災害用LPガス供給設備 実施時期：平成23年度	エア・ウォーターエネルギー(株)	30戸の住宅を計画する事業であり、ファミリー・単身者の街なか居住に寄与するとともに、地域開放型のコミュニティスペース等を設けて、地域との交流機能の場を併設する計画であり、街なか居住とコミュニティ再生を図る事業として、街なか居住の推進によるコミュニティ再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	支援措置：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成23年度	特になし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

※該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：まちなか居住プラットホーム設置事業 内容：市民（居住者）、民間事業者、行政の3者からなる「場づくり」 実施時期：平成20年度～</p>	NPO法人十勝まちづくり住の会	<p>街なか居住を推進するには、多様な居住ニーズの的確な把握と事業者（地権者・建築者）が進める事業化の取組への橋渡しが重要である。</p> <p>この実現には、市民（居住者・居住希望者）、民間事業者、行政、学識経験者などがそれぞれの役割分担のもと、連携して取り組む必要があり、そのための市民参加型の「場づくり」が必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容：単独補助（運営費補助を想定） 実施時期：平成20年度～</p>	特になし
<p>《まちなか居住プラットホームのイメージ》</p>				
		<p>まちなか居住プラットホームは、まちづくりや住まいづくりに関する勉強会や情報交換などの懇談会、ワークショップを行い、街なか居住を希望する市民のニーズを把握し、事業者が進める事業内容に反映していくこと、或いは、事業者・地権者へのリフォームや住み替えの促進、空き地・空き店舗の活用などの情報提供を図ることにより、街なかへの居住や住み替えを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>事業名： 準会員制度による 町内会加入促進事業</p> <p>内容： 町内会の準会員制度により 加入戸数の増を図る事業</p> <p>実施時期：平成15年度～</p>	<p>帯広市町内会連合会</p>	<p>地域コミュニティを支える町内会への加入を促進するため、各町内会において、準会員制度の導入により、未加入世帯の町内会への加入を促進するものである。</p> <p>町内会は、地域コミュニティにおいて大切な役割を果たしており、町内会への加入促進は、中心市街地のコミュニティ再生においても必要な事業である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容：特になし</p> <p>実施時期：平成15年度から実施</p>	<p>特になし</p>
<p>事業名： 自主防災組織の設立促進事業</p> <p>内容： 災害に備えた地域の防災組織の設立を進める事業</p> <p>実施時期：平成17年度～</p>	<p>帯広市町内会連合会</p>	<p>災害に備えて、地域ぐるみの協力体制づくりを目指して、各町内会において、自主防災組織の設立を進める事業であり、安心安全な地域コミュニティづくりに寄与するもので、中心市街地のコミュニティ再生においても必要な事業である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容：特になし</p> <p>実施時期：平成17年度から実施</p>	<p>特になし</p>

事業名： 福寿草プロ ジェクト	建 設 主 体：(株)日 専連おひ ひろ	旧計画に盛り込まれた高齢者下宿 “エバーハウス 菜の花”は、健康な高齢者を入居対象として平成13年7月にオープンし、採算ラインの入居を維持し経営的にも安定をしている。	国以外の支 援措置の内 容：特にな し	特にな し
内容：高 齢者住 宅、デイ サ－ビ ス、発達 障がい対 応支援施 設整備 実 施 時 期：平成 22年度	運 営 主 体：(株)福 寿草並び にN P O 法人フク ジュソウ	この事業(福寿草プロジェクト)では、高齢者下宿の運営ノウハウを活かして、50戸の高齢者住宅、デイサービス、発達障害対応の託児所などの機能を併設する計画であり、街なか居住とコミュニティ再生を図る事業として、中心市街地の活性化に必要である。	実施時期： 平成22年 度	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性
<p>『地域コミュニティ再生を実現する商業の拠点づくり事業』</p> <p>中心市街地における商業の集積は、本市唯一の地元百貨店「藤丸」を核として専門店や生鮮食料品店などが十勝圏唯一の規模で展開しており、郊外型の大型商業施設が立地した今日においても、その機能と存在意義は極めて重要である。</p> <p>しかし、都市化の進展やライフスタイルの変化などから中心市街地の居住者は減少の一途をたどり、平成12年には2千人を割ったことから、地域コミュニティの崩壊が現実のものとなった。</p> <p>商店街を支えていた地域コミュニティの弱体化によって、中心市街地が衰退してきたことは明らかであり、今一度、中心市街地を生活空間として再生することが求められている。</p> <p>中心市街地には、地元百貨店の西側約100mに旧イトーヨーカドー跡ビルが、移転閉店以来8年間にわたりシャッターを閉めた状態となっている。</p> <p>昭和50年、大型スーパー「イトーヨーカドー」がオープンし、昭和57年に地元唯一の百貨店「藤丸」が、第1種市街地再開発事業により現在地へ移転開業以降、百貨店とスーパーの相乗効果で、客足を中心市街地へと向けていた。</p> <p>この「旧イトーヨーカドー～藤丸百貨店～広小路商店街」をつなぐ市道南8丁目線は、重要な歩行者動線として賑わい創出の軸を形成しており、本市のメインストリートである西2条通り（平原通り／道道帯広停車場線）の活性化とともに、この軸を復活・再生することが、中心市街地の商業の活性化にとって、重要な課題となっている。</p> <p>中心市街地における商業の活性化には、この旧イトーヨーカドー跡の空きビルを再生することが不可欠であると言える。</p> <p>また、中心市街地で最も長い歴史を有する広小路商店街には、昭和55年に建設された全蓋式のアーケードが今も機能しており、商店街はもとより中心市街地のメモリアル的存在となっている。</p> <p>このアーケード“大屋根の下”には、衣料や呉服などの専門店や飲食店が軒を連ねており、夏には、平成16年に50回目を迎えた「七夕まつり」のメイン会場として、市民に親しまれる商店街となっているが、賑わい創出の軸として、老朽化したアーケードの暗いイメージを解消し、誰もが憩い集える場としての機能を有するアーケードに再生することが求められる。</p>

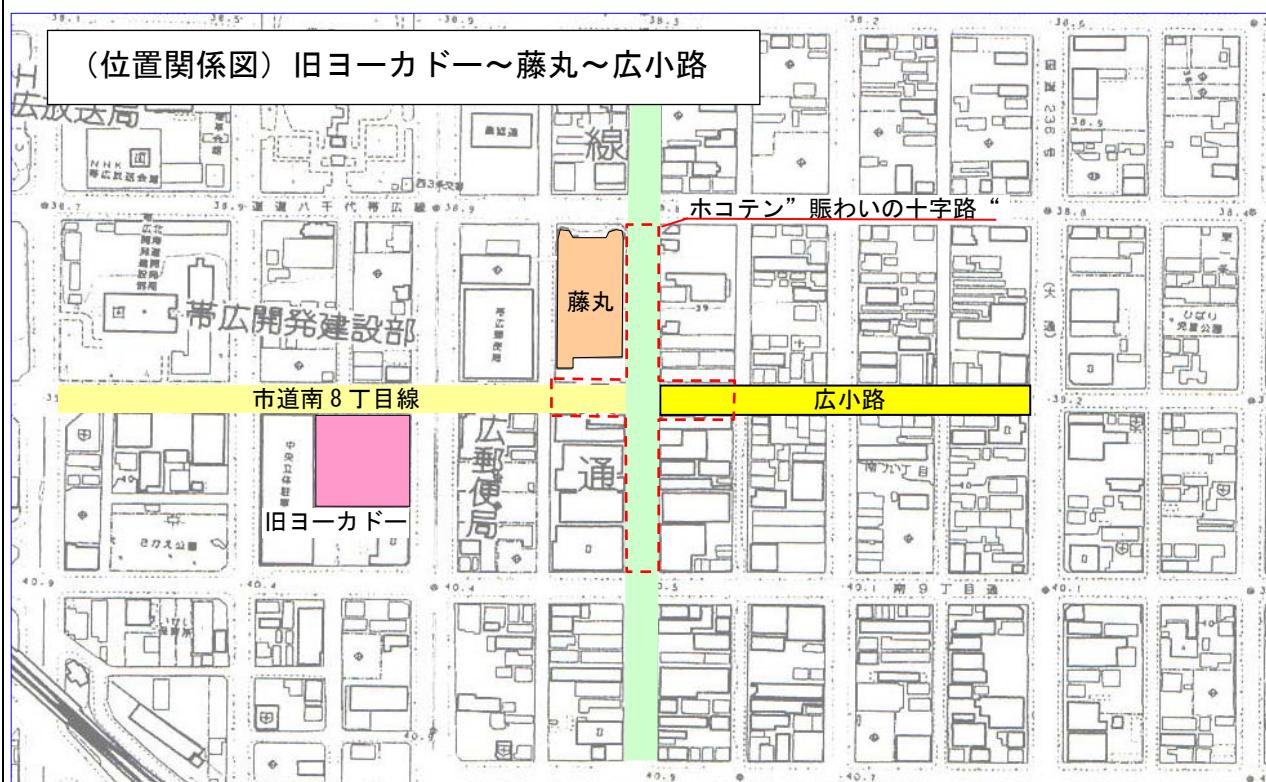
駅前の西2条通りと南8丁目線の“賑わいの十字路”を舞台として、平成18年6月から9月にかけて、毎週日曜日に“帯広まちなか歩行者天国（通称：ホコテン）”が開催された。実施主体となったのは、商店街はもとより市民団体やボランティアなどであり、参加した市民の手作りで開催にこぎつけたものである。

昔の中心市街地は、いわゆる“非日常”を体感する舞台であったはずであり、久し振りの新たなイベントに多くの市民の足を中心市街地に向けさせた。

商店街と市民の手作りによるこの取組は、地域のコミュニティ再生に与える意義も大きい。

このような現状を踏まえると、空ビル・空き店舗並びにアーケード機能の再生等は、市道南8丁目線の賑わい創出と旧計画から継承する“界隈性の醸成”と“そぞろ歩き”を楽しめる商店街の起終点となるものであり、商業の活性化にとって、その必要性が高いことから、本基本計画事業として位置づけるものである。

フォローアップについては、毎年度末に事業への取組みの進捗調査等を行い、状況に応じて改善を行うものとする。



[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業等

事業等名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>措置名：大規模小売店舗立地法の特例区域の設定の要請</p> <p>措置内容：大規模小売店舗立地法の手続きを大幅に簡略化できる「第一種特例区域」の設定について北海道に要請する</p> <p>実施時期：平成 19 年度～</p>	帯広市	<p>本市の中心市街地の商業の活性化において、平成 10 年 11 月に、大型スーパーの郊外への移転以来、空きビルとなっている商業施設の再生を図ることが不可欠となっている。</p> <p>中心市街地において、大きな吸引力を有する大規模小売店舗は、来街者が中心市街地を訪れる起点ともなる施設であり、「買適ゾーン」の形成と“そぞろ歩き”を楽しめる商店街の実現を目標とする本基本計画においても、重要な商業施設である。</p> <p>同空きビル（旧イトーヨーカドービル）の再オープンにあたって、店舗面積や営業時間の変更などを行う場合、大店立地法が適用され、同法に基づく諸手続が課題となる場合もあることから、中心市街地活性化法第 36 条の規定に基づく「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」を中心市街地に定めるよう、北海道に対し要請するものである。</p> <p>中心市街地の商業機能を充実し、百貨店・商店街と相互に連携し、商業的な吸引力を向上させる必要があることから、「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」の設定により、大型空き店舗に魅力ある商業施設の誘導を図ることで、中心市街地の活性化に大きく貢献することが期待できる。</p>	<p>措置の内容：大規模小売店舗立地法の特例</p> <p>実施時期：平成 19 年度</p>	特になし

事業名： 広小路商店街アーケード再生等事業 内容： 老朽化したアーケードの改修・塗装、LED照明等の設置及び関連ソフト事業により、長寿命化と安心・安全な空間機能の向上を図る。 実施時期：平成22～23年度	広小路商店街振興組合	<p>広小路商店街では、再生コンセプト「徹底的にハートフル！！人と環境にやさしい広小路」の基、老朽化し透過率が減少したアーケードの屋根材を改修するとともに、LED照明により、暗いイメージを一新し、既存のアーケードを最大限活かした環境にやさしい改修により、安全・安心と長寿命化を図る。</p> <p>半屋外のスペースを、広場・アトリウムとして、市民・地域の人々が気軽に足を運ぶ、憩いの機能を持ち、太陽光と間接照明により、省エネ化と照度を高めることで、誰もが安全・安心で快適に歩くことができる優しいおもてなしの空間を演出する。</p> <p>昭和30年から継続する「七夕祭り」をはじめ各種イベントの開催にも対応できる音響機器などの機能を付加するハード整備とともに、それを活用するソフト事業をすすめるほか、隣接する商店街や市民協働で取り組まれている「まちなか歩行者天国」と連携し来街者の増と賑わいの創出を図る。</p> <p>中心市街地の活性化に、このアーケード再生による機能向上は不可欠であり、「買適ゾーン」の形成と“そぞろ歩き”を楽しめる商店街の実現という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>中小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定</p> <p>実施時期：</p> <p>平成22年度</p>	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金を活用
--	------------	--	--	---------------------------

- 当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等）

- ・当該商店街の歩行者通行量調査における①広小路の通行量は、平日は毎年減少傾向であり、休日も減少傾向であるが、平成18年は増加している。（これは、まちなか歩行者天国の開催による増加である。）
- ・当該事業によって、買適ゾーンの形成を目指す②～④の通行量調査地点も同様に、平日は減少傾向であり、休日は平成18年に増加をしている。
- ・合計の歩行者通行量は、平日・休日とも平成17年まで減少しており、平日が休日を上回っているが、平成18年には、まちなか歩行者天国の開催により休日は増加している。
- ・本基本計画事業の実施によって、大型空き店舗から広小路までの南8丁目線の歩行者通行量の増加とともに、回遊性が向上し、商業の活性化に寄与することが期待される。

歩行者通行量調査（通り別集計）

単位：人

調査地点		H13	H16	H17	H18
①広小路	休日	3,827	2,938	3,222	4,094
	平日	4,079	3,605	2,810	2,562
②南8丁目線	休日	3,129	2,092	2,391	3,697
	平日	5,137	4,694	3,354	3,331
③西2条通り	休日	5,835	4,261	3,403	6,016
	平日	6,367	4,822	3,523	4,154
④西3条通り	休日	965	769	467	560
	平日	1,635	2,325	1,494	1,630
計	休日	13,756	10,060	9,483	14,367
	平日	17,218	15,446	11,181	11,677

資料：歩行者通行量調査

- 個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

- ・当該広小路商店街においては、歴史のあるこの商店街に愛着を感じている市民・住民が中心となって、商店街とともに「広小路の未来をつくる会」が設立され、当該事業を含めて、“市民に愛される”“市民のため”的商店街を実現するために活動している。（市民に愛され、多くの人々が足を運ぶ、「場所づくり」により賑わい創出が期待される。）

「個々の取組」

- ・空きスペースを活用して、ギャラリー（NCアートギャラリー）として市民に芸術・文化に親しんでもらう他、地域の子供達の学習発表の場として開放している。
- ・中心市街地の駐車場とタイアップして共通の駐車券を発行し、来街者の駐車利便の向

上を図っている。

「共同的な取組」

- ・商店街の再生（アーケード老朽化に伴い、今後の方向性を見出すための勉強会を実施し、アーケードの再生による商店街の活性化を目指している。）
- ・協働による取組（50 年以上の歴史がある「七夕まつり」の七夕飾りの作成を広く市民に呼びかけ、参加機会を広げ市民全体の祭りを目指している。）
- ・地元大学生との協働の取組（空き店舗を活用し土日祝日に帯広大谷短期大学ボランティアグループ「じゃんじゃん亭」の「だいえていしゃん」が夏季限定で営業した。）

●当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

- ・平成 16 年以降、空き店舗数は、変わらず平成 18 年の空き店舗率は 9.3% となっている。当該事業を含む商業の活性化の取組により、空き店舗率の改善が期待される。

	H15	H16	H17	H18
広小路商店街 空き店舗率	7.0% (3/43)	9.3% (4/43)	9.3% (4/43)	9.3% (4/43)

資料：帯広市

●文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

買適ゾーンとなる南 8 丁目線に面する藤丸ビルには、世代や地域を越えた市民の活動及び交流を支援し、中心市街地の活性化を図るとともに協働のまちづくりを推進することを目的に、市民活動交流センターが整備されており、南 8 丁目線の賑わい創出にも貢献している。

これと連動し当該事業においても、市民・地域住民が気軽に足を運び、憩い集える空間として、来街者が快適に過ごせる空間、各種イベントの開催にも対応できる施設を整備し提供することで賑わい創出を目指している。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：広小路商店街アーケード再生等事業（再掲）</p> <p>内容：老朽化したアーケードの改修・塗装、LED照明等の設置及び関連ソフト事業により、長寿命化と安心・安全な空間機能の向上を図る。</p> <p>実施時期：平成22～23年度</p>	広小路商店街振興組合	<p>広小路商店街では、再生コンセプト「徹底的にハートフル！！人と環境にやさしい広小路」の基、老朽化し透過率が減少したアーケードの屋根材を改修とともに、LED照明により、暗いイメージを一新し、既存のアーケードを最大限活かした環境にやさしい改修により、安全・安心と長寿命化を図る。</p> <p>半屋外のスペースを、広場・アトリウムとして、市民・地域の人々が気軽に足を運び、憩いの機能を持ち、太陽光と間接照明により、省エネ化と照度を高めることで、誰もが安全・安心で快適に歩くことができる優しいおもてなしの空間を演出する。</p> <p>昭和30年から継続する「七夕祭り」をはじめ各種イベントの開催にも対応できる音響機器などの機能を付加するハード整備とともに、それを活用するソフト事業をすすめるほか、隣接する商店街や市民協働で取り組まれている「まちなか歩行者天国」と連携し来街者の増と賑わいの創出を図る。</p> <p>中心市街地の活性化に、このアーケード再生による機能向上は不可欠であり、「買適ゾーン」の形成と“そぞろ歩き”を楽しめる商店街の実現という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>実施時期：</p> <p>平成23年度</p>	特になし

<p>事業名：帯広まちなか歩行者天国事業</p> <p>内容：まちなか歩行者天国を開催する事業</p> <p>実施時期：平成18年度から実施中</p>	<p>帯広まちなか歩行者天国実行委員会</p>	<p>商店街、市民団体やボランティアなどの手作りで、中心市街地に「帯広まちなか歩行者天国」を開催することによって、街なかにかつての賑わいを取り戻し、中心市街地の活性化を図り、まちを訪れる人が増え、交流が盛んになり、まちに住む人が増えること、最終的には、「地域コミュニティの再生」につながることを目標とする取組であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置：中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>帯広まちなか歩行者天国実行委員会補助金（市）</p> <p>実施時期：平成19年度～平成23年度</p>	
<p>事業名：とかち花街道フェアinおびひろ</p> <p>内容：花による地域活性化や賑わい創出などを図る事業</p> <p>実施時期：平成14年度から実施中</p>	<p>とかち花街道フェアinおびひろ実行委員会</p>	<p>十勝一円、さらにはその中核都市である帯広市の中心部を花で魅力的に彩り、その情報を広く発信することにより、花による地域活性化や賑わい創出などの効果に結びつけることを目的としており、帯広商工会議所が中心となって実行委員会を組織している。</p> <p>地域の子供達や市民団体、商店街が参加して花を植える活動を通して、賑わいづくりを進めるものであり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置：中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>とかち花街道フェア補助金（市）</p> <p>実施時期：平成19年度～平成23年度</p>	

<p>事業名：おびひろイルミネーションプロジェクト 内容：イルミネーションにより中心市街地の活性化を図る事業 実施時期： 平成14年度から実施中</p>	<p>おびひろイルミネーションプロジェクト実行委員会</p>	<p>冬期間、中心市街地に賑わいを再生するため、地元企業が中心となり実行委員会を組織して、イルミネーションの一斉点灯を実施し、多くの市民が「イルミネーション点灯募金」を通じて、参加することにより、自らまちづくりや中心市街地の活性化に対する意識の向上を図ることを目的とする事業である。</p> <p>駅前のハルニレの木を中心とするイルミネーションの一斉点灯には、地域の子供達も参加しており、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業 おびひろイルミネーションプロジェクト実行委員会補助金（市） 実施時期： 平成19年度～平成23年度</p>	
<p>事業名：商店街活性化事業演出・催事実施事業 内容：商店街の環境整備と賑わい創出により振興発展を図る事業 実施時期： 昭和62年度から実施中</p>	<p>帯広市商店街振興組合連合会および加盟商店街</p>	<p>商店街を単なる買物の場としてばかりでなく、市民が求める「ゆとり」、「うるおい」を創出する場として環境整備を計画的に進めるとともに、「にぎわい」、「ふれあい」をもたらす祭り・イベントなどの文化的演出を創出することにより商店街の振興発展を図ることを目的とするものであり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業 商店街活性化事業補助金(演出・催事実施事業補助金)(市) 実施時期： 平成19年度～平成23年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業
※該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業
※該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
<p>事業名：第三期北の屋台事業 内容：第二期出展者との契約終了に併せて、リニューアル工事を実施し第三期事業をスタートする。 実施時期：平成19～21年度</p>	北の起業広場協同組合	<p>「北の屋台」は、全国から活性化のモデルとして注目されている。</p> <p>第三期出店者の募集に当たっては、夏の観光シーズンに屋の営業を予定するなど、中心市街地の活性化を進める事業であり、「買適ゾーン」の形成のため、“界隈性の醸成”と“そぞろ歩き”的実現という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成19年度</p>	特になし

事業名： 広小路“ 町屋居住 ”演出事 業	広小路商店街振興組合	<p>商店街には、2階以上のフロアが活用されないまま放置されているビルが幾棟も存在する。</p> <p>しかし、これらを活用するためには、建築基準法や消防法などの法規制をクリアするとともに、事業の採算性の検討やニーズの把握、駐車場対策などまちづくりとしての課題解決などが山積している。</p> <p>このことから、本市では、平成17年度からTMO事業として帯広商工会議所とともに専門家を交えて検討を行ってきた。</p> <p>その結果、平成18年10月末には「町屋居住マンション」が民間事業者によりオープンし、この事例を研究することで、他の物件についての可能性や課題を整、抽出することが可能と考えている。</p> <p>広小路商店街では、閉店した後も灯りを点し、2階の窓辺から「生活感」を演出することで、夜の商店街の通りに明るいイメージを作り、「人」の存在を漂わせることとした。</p> <p>将来的には、2階を実際に町屋居住マンションとして利用を図ることにもつながるものと考えている。</p> <p>この町屋居住を演出する事業は、「買適ゾーン」の形成と“そぞろ歩き”を楽しめる商店街を実現するという目標に寄与するものであることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容：特になし</p> <p>実施時期：平成21年度</p>	特になし
-----------------------------------	------------	---	--	------

<p>事業名：広小路“歴史・文化”継承事業 内容：広小路に受け継がれている文化資産を継承する場の整備 実施時期：平成21年度</p>	<p>広小路商店街振興組合</p>	<p>広小路商店街は、本市のなかでも最も歴史のある商店街である。 なかでも、半世紀以上の歴史を刻んだ「七夕まつり」は商店街最大のイベントであり、広く市民にも愛されている。 また、広小路商店街に所縁のある歌人中城ふみ子も貴重な文化資産である。 これら広小路の歴史的資産や文化的な資産を商店街の活性化に有効活用するため、空き店舗等を活用して、展示催事場を整備する事業である。この事業によって、他の活性化事業との相乗効果が発揮されることが期待される。</p> <p>「買適ゾーン」の形成のため、“界隈性の醸成”と“そぞろ歩き”を楽しめる商店街の実現と「観動ゾーン」の形成のため、芸術・文化施設との連携を図る“連携軸”という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成21年度</p>	<p>特になし</p>
<p>事業名：中城ふみ子が詠んだ街事業 内容：中城ふみ子の歌碑を建立する事業 実施時期：平成21年度</p>	<p>広小路商店街振興組合</p>	<p>中心市街地に点在している広小路商店街に所縁の歌人 中城ふみ子が短歌に詠んだ地点に簡易な歌碑を建立する事業である。</p> <p>来街者の新たな流れを創出し、中心市街地への関心を喚起する事で、中心市街地の活性化に繋がるものである。</p> <p>「買適ゾーン」の形成のため、“界隈性の醸成”と“そぞろ歩き”を楽しめる商店街の実現と「観動ゾーン」の形成のため、芸術・文化施設との連携を図る“連携軸”という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成21年度</p>	<p>特になし</p>

事業名： クリーン・キャンバス・ 21 内容：ど こよりも 美しいま ちを目指 す清掃美 化活動	クリー ン・キャ ンバス・ 21 推進 実行委員 会	地域住民や地元企業の力を原動力とし て、「自分たちのまちは自分たちの手で美 しく」との共通認識のもと「どこよりも 美しいまち」を目指すことを目的に、帯 広青年会議所が中心となり推進実行委員 会を組織して、清掃美化活動に取り組む 事業であり、地域住民や企業など、誰も が参加できる地域のコミュニティ活動と して、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支 援措置の内 容：特にな し 実施時期： 平成 14 年 度から実施	特にな し
事業名： 平原のル キア 内容：イ ルミネー ションに より魅力 ある中心 市街地の 形成と活 性化を図 る事業	平原のル キア実行 委員会	地元企業が実行委員会を組織して、帯 広駅北多目的広場に、イルミネーション のシンボルツリーを設置するとともに、 様々なイベントの展開により、冬期間の 魅力ある中心市街地の形成と活性化を図 ることを目的とする事業であり、点灯式 には子供達も参加しており、中心市街地 の活性化に必要である。	国以外の支 援措置の内 容：特にな し 実施時期： 平成 15 年 度から実施	特にな し

事業名： 商人塾事業	帯広商工会議所	起業者、開業希望者を対象に経理、接客、商品陳列、心構え等の講習を実施し、起業者を育成する事業である。 「買適ゾーン」の形成のため、“界隈性の醸成”と“そぞろ歩き”を楽しめる商店街の実現という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成 16 年度から実施	特になし
実施時期： 平成 16 年度から実施中				
事業名： おびひろまちづくりネットワーク	おびひろまちづくりネットワーク	経済・環境・福祉・教育・文化など分野の枠を超えて、様々な団体・市民等のゆるやかなネットワークを築くことにより、中心市街地の活性化に寄与し、安心で豊かな夢のある街を創り、市民や団体等が連携・協働する、ふれあいと活力のあるコミュニティを創ることを目的とする事業であることから、コミュニティ再生、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成 17 年度から実施	特になし
実施時期： 平成 17 年度から実施中				

事業名： 共通駐車券事業 内容：共通駐車券により商店街の活性化を促進する事業 実施時期： 平成元年度から実施中	帯広市商店街振興組合連合会	中心市街地の商店街と駐車場がタイアップして共通の駐車券を発行し、課題となっている中心部の駐車利便の向上と商店街の活性化を促進するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成元年度から実施	特になし
事業名： 商店街活性化事業 歩道ロードヒーティング設備維持事業 内容：冬期の快適な歩行空間の確保による賑わい創出事業 実施時期： 平成11年度から実施中	帯広市商店街振興組合連合会および加盟商店街	商店街の歩道ロードヒーティングは、街路整備に合わせて、冬期における快適な歩行者空間の確保による賑わいづくりの基盤として、商店街が設置し維持しているもので、都市の魅力向上、商店街の活性化に貢献するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成11年度から実施	特になし

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性																																													
<公共交通機関の利便性の増進>																																													
<p>本市の中心市街地において、重要な役割を担う公共交通機関は鉄道とバスである。このうち、バス輸送については、平成13年度に「帯広市バス交通活性化基本計画」を策定するとともに、平成15年から16年にかけて予約制乗合バス実証実験などを行った。その成果を活かした事業として、平成17年度から既存路線バスに加え、新しい公共交通サービスとして、市街地では2系統の路線を開設しており、迂回型ディマンド運行と隔日運行の特徴を有している。</p> <p>また、平成13年度から15年度にかけて、駅前に14バース規模のバスターミナルを整備することで、路線バスをはじめ、都市間バス、空港連絡バスの全ての路線がバスターミナルに乗り入れが可能となり、バス利用者の利便性が格段に向上した。</p> <p>このように、現時点の路線バスの利便性を中心市街地内の回遊性の向上に活用することは極めて有効であり、積極的に取りくまなければならない。</p> <p>乗合バス利用者は減少を続けているが、中心市街地の活性化にとって、路線バスを活用した、公共交通機関の利便性の増進は、中心市街地の回遊性を支援・強化する事業として、その必要性は高く、本基本計画に位置づけるものである。</p> <p>フォローアップについては、毎年度末に事業への取組みの進捗調査等を行い、状況に応じて改善を行うものとする。</p>																																													
<table border="1"> <caption>帯広圏乗合バス利用状況(帯広市を発着するバス路線の合計)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>乗合バス利用者(千人)</th> <th>指 数 (H6=100)</th> <th>△ 20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H8</td><td>8,655</td><td>96.1</td><td>△ 3.86</td></tr> <tr><td>H9</td><td>7,587</td><td>87.7</td><td>△ 8.82</td></tr> <tr><td>H10</td><td>6,890</td><td>79.6</td><td>△ 9.19</td></tr> <tr><td>H11</td><td>6,585</td><td>76.1</td><td>△ 4.43</td></tr> <tr><td>H12</td><td>6,130</td><td>70.8</td><td>△ 6.91</td></tr> <tr><td>H13</td><td>5,630</td><td>65.0</td><td>△ 8.16</td></tr> <tr><td>H14</td><td>5,330</td><td>61.6</td><td>△ 5.33</td></tr> <tr><td>H15</td><td>4,754</td><td>54.9</td><td>△ 10.81</td></tr> <tr><td>H16</td><td>4,224</td><td>48.8</td><td>△ 11.15</td></tr> <tr><td>H17</td><td>3,963</td><td>45.8</td><td>△ 6.18</td></tr> </tbody> </table>		年	乗合バス利用者(千人)	指 数 (H6=100)	△ 20	H8	8,655	96.1	△ 3.86	H9	7,587	87.7	△ 8.82	H10	6,890	79.6	△ 9.19	H11	6,585	76.1	△ 4.43	H12	6,130	70.8	△ 6.91	H13	5,630	65.0	△ 8.16	H14	5,330	61.6	△ 5.33	H15	4,754	54.9	△ 10.81	H16	4,224	48.8	△ 11.15	H17	3,963	45.8	△ 6.18
年	乗合バス利用者(千人)	指 数 (H6=100)	△ 20																																										
H8	8,655	96.1	△ 3.86																																										
H9	7,587	87.7	△ 8.82																																										
H10	6,890	79.6	△ 9.19																																										
H11	6,585	76.1	△ 4.43																																										
H12	6,130	70.8	△ 6.91																																										
H13	5,630	65.0	△ 8.16																																										
H14	5,330	61.6	△ 5.33																																										
H15	4,754	54.9	△ 10.81																																										
H16	4,224	48.8	△ 11.15																																										
H17	3,963	45.8	△ 6.18																																										

[1] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

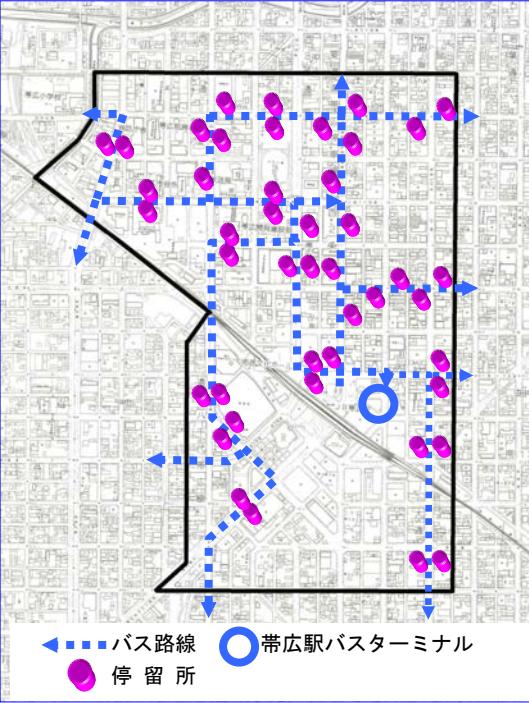
*該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業
※該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
※該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
※該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： ウォーク &ライド 事業 内容： 既存の路 線バスル ートを活 用した“ ループバ ス”事業 実 施 時 期：平成 20年度	十勝バス (株)	<p>本市の路線バスは、全ての路線がJR帯広駅の帯広駅バスターミナルに発着している。</p> <p>この中心市街地の「集中路線」をループバスに見立て、料金は定額とし、一日フリーバスを実現することにより、路線バス利用者の増加と利便性の向上、中心市街地内の回遊性の向上を見込む事業である。</p>  <p>● 帯広駅バスターミナル ◆ バス路線 ● 停 留 所</p>	<p>国以外の支援措置の内容：特になし</p> <p>実施時期：平成20年度</p>	特になし

事業名： 買物共通 バス券事 業	帯広市商 店街振興 組合連合 会	中心市街地への来街者サービスとし て、当該事業参加店での買物によって、 いずれのバス会社でも利用可能な共通 バス券を提供することで、高齢者などの 交通弱者への利便を図るものであり、来 街者へのサービス向上とバス利用を促 進する事業であることから、公共交通機 関の利活用と中心市街地の活性化に必 要である。	国以外の支 援措置の内 容：特にな し	特にな し
内容： バス利用 の買物客 に共通バ ス券を提 供し来街 者の利便 を図る事 業			実施時期： 平成14年 度から実施	